

News Release

平成26年3月31日
N I T E (ナイト)
独立行政法人製品評価技術基盤機構

P R T R届出支援システムの提供開始 ～WEB上で届出データが作成できます～

N I T E (ナイト) [独立行政法人 製品評価技術基盤機構 理事長：安井 至、本所：東京都渋谷区西原] は、化管法^{※1}のP R T R制度に基づく化学物質の排出量・移動量の届出を書面で行う事業者向けに、インターネット上で届出データを作成できる「P R T R届出作成支援システム」の提供を平成26年4月1日（火）から開始します。

1. P R T R制度は、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質（第一種指定化学物質^{※2}として462物質が対象）について、環境への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を事業者^{※3}が自ら把握して国に報告し、さらに国は事業者からの報告や統計資料を用いた推計に基づき排出量・移動量を集計・公表する制度で、平成13年4月から実施されています。
2. 届出対象となる事業者は、個別の事業所ごとに化学物質の環境への排出量・移動量を把握し、毎年4月1日から6月30日までの間に都道府県を經由して、国へ届け出る義務があります。
3. これまでN I T Eは、事業者が書面で届出を行う際の作業負担軽減のため、化学物質の入力補助や記載内容のチェック機能を有する「P R T R届出作成支援プログラム」を提供して参りましたが、届出事業者の皆様より「社内のセキュリティポリシーやPC環境などから当該プログラムのインストールが困難である」というご意見が寄せられていました。
4. これを受け今回、「P R T R届出作成支援プログラム」のWEB版である「P R T R届出作成支援システム」の提供を開始します。当該支援システムは、インストール不要であり、インターネット上で直接届出データが作成できます。
5. 当該支援システムは、支援プログラム同様入力補助やチェック機能があり、当該支援システムで作成した届出データは、電子届出、磁気届出及び書面届出に対応できます。また、作成した届出データはこれまでどおり印刷し、届出前の確認や社内の承認手続きなどにご利用いただけます。
6. 当該支援システムは、平成26年4月1日から以下のウェブサイトよりご利用いただけます。
<http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/notify.html>

※1：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年7月13日法律第86号）

※2：具体的な化学物質の名称は http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/new_class1.html を参照

※3：対象業種（燃料小売業、製造業、電気業、下水道業などの24業種）に属する常用雇用者21名以上の事業者のうち、法律に指定された化学物質を一定量以上取扱う事業所

お問い合わせ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター所長 木井 保夫
リスク管理課 担当者 澤田、三宅
電話：03-3481-1967 FAX：03-3481-1959

(参考) P R T R届出作成支援システム



PRTR届出作成支援システムは、web上で届出データを作成できるようになります。

※これまでCDで配布していました「PRTR届出作成支援プログラム」も引き続き、ご利用可能です。



当システムで届出データを作成したら、3つの提出方法から選択できます。

届出システム読込
電子届出

届出データを保存
磁気届出

届出データを印刷
書面届出

入力補助 & チェック機能

利用料 無料※

変更届出の作成も簡単

燃料小売業の排出量等計算も可

※通信費は別途かかります。



印刷すると、二次元コードがつきます。これは届出内容がデータ化されたものです。このまま提出してください。

PRTR届出作成支援システムは、

- 入力内容のチェック機能
- プルダウン選択式による簡単入力
- 文字サイズやレイアウトを自動調整して印刷

などの便利な機能を装備しています。ぜひ、ご利用ください。